⑷　特別関係協同組織金融機関等における「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば次の事項を記載すること。

①　与信リスク管理に関する事項

②　市場リスク管理に関する事項

⑸　特別関係協同組織金融機関等における「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　内部監査体制を強化すること。

⑹　特別関係協同組織金融機関等における「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

③　協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

⑺　特別関係協同組織金融機関等における「情報開示の充実のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　四半期ごとの情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

⑻　特別関係協同組織金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、次の事項を具体的に記載すること。

①　基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

②　当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

６．第１から第３までの方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

７．　［略］

５．第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

６．　［同左］